

文部科学省後援 健康管理能力検定 受験規約

受験規約

1. 総則

健康管理能力検定(以下「検定」)は非営利活動法人 日本成人病予防協会(以下「協会」)が実施する、文部科学省後援の検定試験です。以下に規定する(以下「本規約」)では、検定の申込者及び受験者の権利と義務が規定されています。

申込者及び受験者は、本規約の内容を理解し、同意して申し込みをしているので、本規約を遵守する義務があります。

申込時

2. 受験資格・条件

- 2.1 各級とも、年齢・職業・学歴などは問いません。
- 2.2 過去に受験した級に関係なく、どの級でも受験できます。ただし、同一回に同じ級を重複して申込及び受験することはできません。受験した場合は両方とも失格になります。
- 2.3 11歳未満の年少者が受験する場合は、保護者が本規約及び検定公式ホームページで受験上の案内や注意事項を確認の上、受験が可能かどうかを判断して申し込みを行ってください。
- 2.4 協会は、申込者が次に掲げる事由に該当する場合には、申込者による検定申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1)申込者が申込内容に虚偽の内容を記載したとき。
 - (2)申込者が検定料の支払いを現に怠り、又怠るおそれがあると協会が判断したとき。
 - (3)申込者が検定を利用して第三者の権利を侵害し、又違法行為をなすおそれがあると協会が判断したとき。

3. 申し込み等について

3.1 試験概要の確認

実施級、各級の検定料、試験時間等の試験の概要および受験上の案内や注意事項を確認の上、各申込方法の手順に従い申し込みを行ってください。

3.2 申し込みのキャンセル

一度申込手続きを完了した方の検定料は理由のいかんを問わず返金できません。また急の変更による充当、次回以降の充当も認めません。

3.3 団体申込について

団体申込の場合は、団体責任者を通じて申し込みを行い、合格証を受領してください。協会は、団体申込責任者に事務手続きを一任しています。

3.4 障害者の受験について

障害により受験に不自由がある方で、受験に際して特別な配慮が必要な方は、受験申し込みの前に「健康管理能力検定事務局」へお問合せください。状況によっては対応できかねる場合もあります。

4. 受験票について

- 4.1 受験票は、申込者の登録した住所にお送りします。
- 4.2 必ず試験日までに受験票に記載の志願者情報、注意事項を受験者本人が確認してください。
- 4.3 受験票の未着に関するお問合せは、試験日の前々日の 17 時までとし、それ以降は一切応じられません。
- 4.4 受験票で指定された会場・時間の変更希望には応じられません。

合格対策事前講習会

5. 合格対策事前講習会参加権利・条件

- 5.1 各級の検定公式テキストを協会から購入したご本人のみ、ご参加いただけます。
- 5.2 検定公式テキストを譲渡された場合は講習会に参加する権利は発生しません。

6. 合格対策事前講習会資料

合格対策事前講習会で、配布される資料は、協会に著作権が帰属しますので無断での複製、配布、掲載などを禁じます。

7. 合格対策事前講習会の終了

平成 30 年 6 月 30 日をもって、合格対策事前講習会は終了いたします。

受験時

7. 受験時の注意事項および禁止事項

7.1 注意事項の遵守

試験当日は、受験票、問題冊子表紙などに記載された注意事項、禁止事項を確認し、遵守してください。

7.2 第三者による受験の禁止等

試験当日に検定を受験することができる権利は、申込者本人のみであり、第三者による代理受験および受験権利の譲渡は禁止されています。試験当日に本人が確認できないとき、また申込の事実が確認できないときは、検定の受験をお断りする場合があります。

7.3 所持品の管理

試験会場内での貴重品、現金、手荷物、携帯品の管理は受験者自らが行き、協会は盗難、紛失その他について一切責任を負いかねます。

8. 受験時の持参物

8.1 必須持参物

- ・受験票（写真貼付 縦 3.0 cm×横 2.4 cm）

- ・筆記用具：HB の黒鉛筆・シャープペンシル・消しゴム
- ・身分証明書：学生証・運転免許証・健康保険証など本人を証明する公的な証明
名刺、会員カード、定期券は不可

8.2 持ち込み・使用許可となるもの

- ・腕時計（音が出ないもの）※携帯電話・スマートフォンの時計としての使用は禁止。
- ・その他協会が許可するもの

8.3 持ち込み・使用禁止となるもの

以下に掲げるもの、その他試験の受験上不要と協会が判断したものについては試験監督の指示のもとカバンに収納し使用禁止とします。健康上の理由等やむを得ない理由により使用を希望する場合には、試験監督者へ申し出を行い、使用許可を得た上で使用しなければなりません。

- ・携帯電話・スマートフォン
- ・モバイル端末/ウェアラブル端末
- ・撮影・録画・録音可能な電子機器
- ・ストップウォッチ
- ・その他音の出る機器
- ・参考書・辞書
- ・検定公式テキスト

9. 問題漏洩の禁止

試験問題の複製(コピー)および、試験問題の一部または全部を協会の許可なく他に伝え、漏洩(インターネット等へも掲載も含む)することは、法令により許される場合を除き一切禁じます。

10. 撮影等その他試験情報の漏洩の禁止

試験会場内での録音・撮影行為、また試験に関して知り得た情報全般を他者に開示することを一切禁じます。

11. 遅刻時の対応

試験開始後 15 分までは試験教室への入室は認めますが、それ以降の遅刻については受験できません。また遅刻の場合、試験時間の延長等の措置は行いません。

12. 試験監督者への質問

試験問題の内容についての質問にはお答えできません。

13. 途中退出及び再入室について

試験中の途中退出は原則禁止ですが、万が一退出を希望する場合は試験監督者の指示に従ってください。

14. 問題冊子・解答用紙の持ち出しについて

問題冊子・解答用紙はいかなる場合においても試験会場から持ち出すことを禁止します。

15. 迷惑行為・不正行為

以下の行為に該当する場合またはその他本規約に違反する行為が認められる場合は、注意喚起を行うことがあります。注意があったにもかかわらず改善が見られなかった場合、退場・失格となりそれ

以降検定を受験できません。また検定料の返金もいたしません。

- ・受験者および付添者が、試験監督者の指示に従わない
- ・他の受験者に迷惑をかける行為や試験を妨害する行為(年少者の集中力低下等による迷惑行為を含む)
- ・試験中に携帯電話・スマートフォン、およびその他電子機器の電源を切らずに使用した
- ・試験中に携帯電話・スマートフォンの着信音・バイブ音等、およびその他持ち込み機器により音を発生させた
- ・不正行為(カンニング行為、試験問題の漏洩、他人の代わりに受験、試験中に援助を他人に与えたり受けたりすること等)

16. インフルエンザその他の感染症について

インフルエンザその他の感染症<学校保健安全法施行規則(昭和三十三年文部省令第十八号)

第18条に定める各種感染症を指す。以下同様>に罹患している場合、および医師の診察を受けていなくても罹患が疑われる場合は、受験を控えてください。インフルエンザその他感染症に罹患している、または罹患が疑われる場合、試験会場にて受験をお断りすることがあります。協会は、学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)、学校保健安全法施行令(昭和三十三年政令第百七十四号)及び学校保健安全法施行規則(昭和三十三年文部省令第十八号)に準拠し、試験実施を行っています。

受験後

17. 合否通知について

合否通知は試験日の約2週間後に、個人申込者には登録された住所に、団体申込者には、団体申込責任者に送付します。

18. 問題内容や採点結果は公表しません。

19. 合否通知については一切意義申し立てを受け付けません。

一般条項

20. 禁止事項

- 20.1 申込者は検定公式ホームページ、試験会場で示される禁止事項に従うものとします。
- 20.2 申込者が前項に該当する禁止事項を行った場合、協会は検定の受験を承諾しないことがあります。また、受験者が検定受験後に禁止事項を行ったことが判明した場合は、協会が合格の取り消しを行うことがあります。

21. 再委託

- 21.1 協会は、申込者に対する検定の提供に必要な業務の全部又は一部を、協会の指定する第三者(本規約において「再委託先」といいます)に委託できるものとします。
- 21.2 前項の場合、協会は再委託先に対して、協会が負う本規約上の機密保持義務を負わせること

ともに必要かつ適切な監督を行うものとします。

21.3 協会が委託先に委託した場合であっても、協会は従来どおり、協会に課せられている義務を負担するものとします。

22. 機密保持

22.1 申込者は、検定の申し込みおよび、受験にあたって協会より開示された、又知り得た営業上または技術上の機密情報を機密として保持し、検定の申し込み、受験、以外に使用せず、第三者に開示、漏洩してはならないものとします。

22.2 前項の規定は、検定に関するサービスの利用期間が終了した後も有効に存続するものとします。

23. 検定利用についての免責

協会は、台風や大雪の天変地異や伝染病の流行等、不測の事態発生時は試験を中止することがあります。その場合は検定公式ホームページへの掲載等を通じて受験者、および団体の責任者へ通知いたします。協会は、申込者が検定を受験したことにより、または受験できなかったことにより発生した一切の損害について、検定料の返金を含め、いかなる場合も責任を負わないものとします。

試験の変更、遅滞、中止等に基づく損害についても同様とします。

24. 損害賠償

申込者は、受験に際し、協会または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

25. 責任の制限

本規約に別途定める場合を除き、いかなる場合においても協会が受験者に負う責任は、当該受験者が実際に支払った検定料総額を上回るものではありません

26. 協会は本規約を申込者および団体申込責任者へ予告することなく変更することがあります。また変更後の本規約については、協会が別途定める場合を除いて検定公式ホームページ上に表示した時点より効力が生じるものとします。

27. 個人情報の取り扱いについて

27.1 協会の個人情報の取り扱いについては検定公式ホームページのプライバシーポリシーをご覧ください。

27.2 申込時の住所・氏名宛てに、協会より検定に関する情報やセミナーなどの案内を送付することがあります。

27.3 団体申込の場合の個人情報は、団体申込責任者を通じて協会が取得します。

団体申込の場合の志願者情報および合否通知の内容を団体申込者が知ることができます。

28. 知的財産権

28.1 検定に関する著作権の一切の知的財産権は協会に帰属します。また検定は日本の著作権法およびその他関連される法律によって保護されています。

28.2 検定の受験に際して受験者に提供される資料(以下「関連資料」)の著作権は、協会に帰属し、これらの関連資料は日本の著作権法およびその他関連して適用される法律によって保護されています。

29. 準拠法

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

30. 管轄

検定の申込および受験に関連して訴訟の必要が発生した場合には、東京地方裁判所または、東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は 2017 年 8 月 1 日より施行する。